

第4号

SOS ニュース

暮らしの中の法律小知識

※ 借金のブラックリストとは！

新聞や雑誌の記事で債務のブラックリストという言葉を見ることがあると思います。

しかし、ブラックリストと言う名前のリストが存在するわけではありません。それは、債務の返済が遅れたり、自己破産の法律上の手続きを行った場合に、信用情報機関で「事故情報」として登録されます。一般的にこの事故情報が登録されることを「ブラックリストに載る」と呼ぶようです。

ここで言う「信用情報機関」とは、銀行、信販会社、貸金業者などが債務者の返済能力に関する個人情報（信用情報）を共有するために、それぞれの業界ごとに設立した民間の機関です。

本来、信用情報機関への信用情報の登録は、申込者本人に対する融資の可否の審査以外に利用しないという前提で、借り入れやクレジットの申し込みを受けた際に、申込者本人から承諾を得たうえで行われる。

仮に、債務の整理を行いたいと考えたが、金融業者との取引の状況が分からなくなっている場合は、各信用情報機関に対し、自分の信用情報の開示を請求することが可能です。開示される信用情報には、金融業者との取引機関、現在の債務残高などが含まれるので、これらの情報を利用して債務の整理を検討することができます。

以上

(法律情報法テラス：参考記事産経新聞より)